

5 地域波及効果

本町においてバイオマス産業都市構想を推進することにより、計画期間内(令和 15 年度までの 10 年間)に、次のような波及効果が期待できます。

5.1 経済波及効果

本構想における短期・中期プロジェクト「木質バイオマス燃料安定供給体制構築プロジェクト」と「木質バイオマス利用拡大プロジェクト」を実施した場合に想定される事業費全てを地域内で消費されるものと仮定した場合、平成 27 年 熊本県産業連関表経済波及効果分析ツール（農林関係公共事業部門）を用いて試算した結果、計画期間最終の令和 15 年度（令和 7 年度に稼働開始した場合）に表 9 の経済波及効果が期待できます。

表 9 熊本県産業連関表 経済波及効果分析ツールによる経済波及効果(単位：億円)

		生産誘導額	粗付加価値誘発額	
			雇用者所得誘発額	
第 1 次波及効果		4.48	2.32	1.63
	直接効果	3.35	1.70	1.29
	間接効果	1.13	0.62	0.35
第 2 次波及効果		0.84	0.52	0.22
合計		5.32	2.85	1.86

出典：熊本県産業連関表「経済波及効果分析ツール」を用いて算出

表 10 経済波及効果に関する各語句の定義・解説

項目	語句の説明
直接効果	需要の増加によって新たな生産活動が発生し、このうち都道府県内の生産活動に及ぼす額（＝都道府県内最終需要増加額）
第 1 次間接波及効果 （1 次効果）	直接効果が波及することにより、生産活動に必要な財・サービスが各産業から調達され、これらの財・サービスの生産に必要な原材料等の生産が次々に誘発されることによる生産誘発額
第 2 次間接波及効果 （2 次効果）	生産活動（直接効果および 1 次間接波及効果）によって雇用者所得が誘発されることにより、さらにその一部が消費へ回ることによって生産が誘発されることによる生産誘発額
総合効果	直接効果、1 次間接波及効果および 2 次間接波及効果の合計

5.2 雇用創出効果

本構想における短期・中期プロジェクト「木質バイオマス燃料安定供給体制構築プロジェクト」及び「木質バイオマス利用拡大プロジェクト」の実施により、表 11 の雇用者数の増加が期待できます。

表 11 雇用者数(事業化プロジェクト)

事業化プロジェクト	総雇用者数
木質バイオマス燃料安定供給体制構築プロジェクト	13 名
木質バイオマス利用拡大プロジェクト	10 名
合 計	23 名

5.3 その他の波及効果

本構想における短期・中期プロジェクト「木質バイオマス燃料安定供給体制構築プロジェクト」及び「木質バイオマス利用拡大プロジェクト」、また中期・長期プロジェクト「木質バイオマス発電電熱供給プロジェクト」を実施した場合に期待できる波及効果は表 12 の通りです。

表 12 期待される地域波及効果

	期待される効果	内容
再エネの地産地消	分散型エネルギーの普及	大型発電所の停止があっても電源供給可能な 小型電源システムの普及 化石燃料を使用しない緊急時の暖房等の熱 利用
	非常時のエネルギー確保	安定電源のため災害等による停電時に避難所 などへ電源供給が可能
森林整備の推進	伐採と植林による森林の整備・更新・土壌強化	土砂崩れなどの災害リスクを軽減
	森林の林地残材減少	災害時の流木被害の減少に貢献
	未利用木材の利用促進	新たな収益源による山林所有者の所得拡大に 貢献
	路網・高性能林業機械など 山林インフラの拡大	林地残材の搬出に伴う路網の充実
地域経済活性化	新規事業の創出	温浴設備の加温、施設園芸、製材所の熱供 給など
	地域内の経済拡大	木質燃料等の生産販売に伴う雇用拡大
	林業振興	未利用材の積極活用による林内整備、作業 者の所得拡大

6 実施体制とフォローアップ

6.1 構想の推進体制

バイオマスを積極的に活用するには、町民・事業者・南小国町が相互に連携し、適切な役割分担のもと構想を進めていかなければなりません。

また、バイオマスの活用は一つの自治体だけで完結するものではなく、近隣自治体や県などとも連携しながら取り組んでいく必要があります。

本構想では、南小国町が主体となって「**南小国町バイオマス活用推進協議会**」を中心に、本構想の全体進捗管理、各種調整、広報やホームページ等を通じた情報発信を行い、関係団体と連携してバイオマスの活用に取り組みます。また、事務局を南小国町役場農林課に設置し、各プロジェクトに応じて、役場総務課、まちづくり課、町民課と連携して取り組みを実施します。

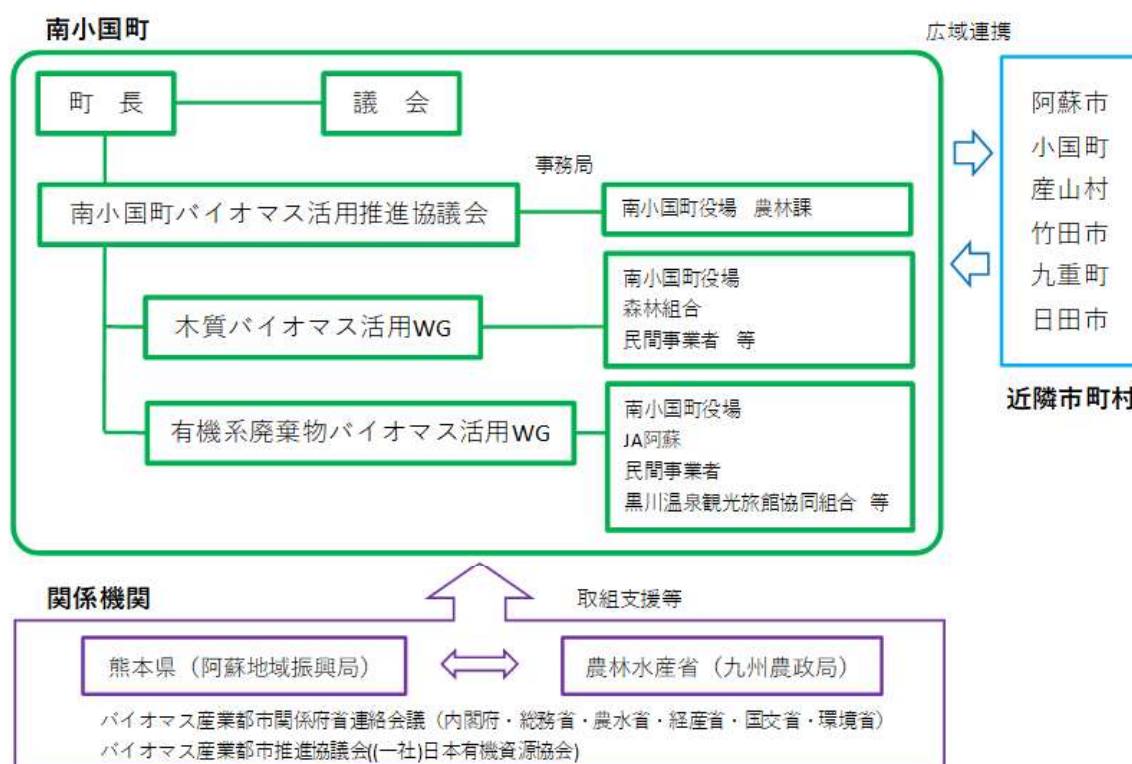


図 23 南小国町バイオマス産業都市構想推進体制（案）

6.2 検討状況

南小国町では、「南小国町バイオマス活用推進協議会」を平成 29 年 8 月 31 日に設置し、バイオマス産業都市構想に向けた検討を行っています。

これまでの検討状況を下記に示します。

表 13 バイオマス産業都市構想策定に向けた検討状況

年	月日	プロセス	内容
平成 29 年	8 月 31 日	第 1 回協議会	南小国町バイオマス活用推進協議会の設立 木質バイオマス活用について
	12 月 20 日	第 2 回協議会	先進地調査について
平成 30 年	2 月 9 日	第 3 回協議会	先進地視察報告について 12/15～16 徳島視察報告 ETA 社ボイラー 12/22 宇佐視察報告 木質バイオマス共販所 2/9 小国公立病院ボイラー
	9 月 20 日	第 4 回協議会	木質バイオマス資源の持続的活用に向けた設備導入計画策定報告書の説明
	12 月 20 日	第 5 回協議会	業務進捗状況報告
平成 31 年	2 月 26 日	第 6 回協議会	温泉館きよらへの木質バイオマスボイラーの導入について
令和 2 年	11 月 26 日	第 7 回協議会	木質バイオマスボイラーの稼働状況について
令和 5 年	11 月 1 日	町長協議	バイオマス産業都市構想提案書作成への意向確認
	11 月 1 日～ 11 月 30 日	各委員ヒアリング	委員及び事業所に対しての個別ヒアリング
	12 月 18 日～ 12 月 22 日	委員報告	バイオマス産業都市構想提案書に対しての個別確認
令和 6 年	1 月 11 日	協議会開催予定	バイオマス産業都市構想提案書について最終確認
	1 月 19 日	南小国町議会	バイオマス産業都市構想について議会報告

7 フォローアップの方法

7.1 取組行程

本構想における事業化プロジェクトの取組工程を下図に示します。

本行程は、社会情勢等も考慮しながら、進捗状況や取組による効果等を確認・把握し、必要に応じて変更や修正等、最適化を図ります。

原則として、5年度の令和10年度を目途に中間評価を行い、構想の見直しを行います。

表 14 本構想の取組工程

プロジェクト名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11～15年度 (2029～2033年)
バイオマス産業都市 構想進捗管理					中間評価	事後評価
①木質バイオマス燃料 安定供給体制構築 プロジェクト	設備導入	・ウッドチップパー ・製炭炉 薪施設整備	木質チップ施設整備	木質ペレット施設整備		
②木質バイオマス利用 拡大プロジェクト	設備購入補助	・ペレットストーブ ・薪ストーブ 公共施設バイオマス ボイラー施設整備	民間施設バイオマスボイラー施設整備			
③木質バイオマス発 電熱電供給プロジェ クト			バイオマス発電施設整備/多目的広場			バイオマス発電施設 整備/南小国町 役場
④有機系廃棄物バイ オマス活用プロジェ クト	地元協議		事業計画策定			メタン発酵バイ オガス発電 施設整備

7.2 進捗状況の管理

本構想の基本施策による基本目標の達成状況や指標の確認等については、PDCAサイクルにより確認・見直しを継続的に実施し、効果的な進行管理を行います。

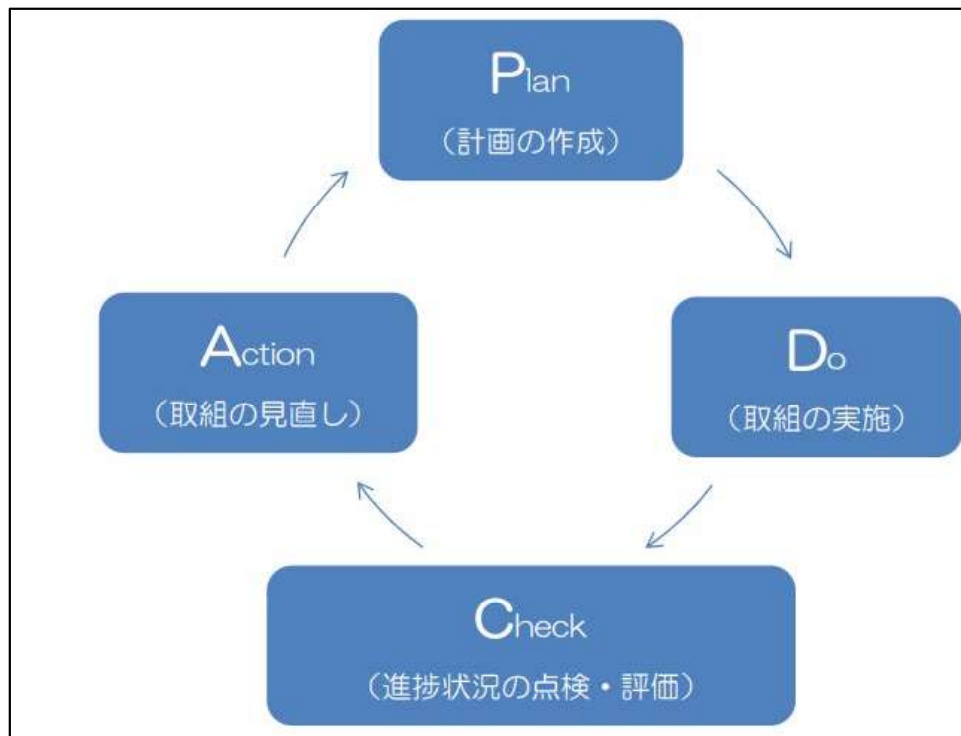


図 24 進 行 管 理

(1) P l a n（構想の作成）

南小国町バイオマス活用推進協議会において審議後、委員会の意見等を構想に反映させながら、目標数値及び取組方針などを策定します。

(2) D o（取組の実施）

町民・事業者・行政等が相互に連携しながら、バイオマスの活用に取り組みます。

(3) C h e c k（進捗状況の点検・評価）

毎年度南小国町バイオマス活用推進協議会で本構想の進捗状況等を報告し、評価・確認を行います。

なお、点検・評価の結果については、町ホームページで毎年度公表します。

(4) A c t i o n（取組の見直し）

評価結果に基づき、必要に応じて取組の見直しを行います。

7.3 中間評価と事後評価

(1) 中間評価

計画期間の中間年となる令和 10 年度に実施します。

1) バイオマスの種類別利用状況

2. 1 項の表 5 で整理したバイオマスの種類ごとに、5 年経過時点での賦存量、利用量、利用率を整理します。

これらの数値は、バイオマス利用施設における利用状況、廃棄物処理施設の受入量実績値、事業者への聞き取り調査、各種統計資料等を利用して算定します。

2) 取組の進捗状況

4 つの事業化プロジェクトごとに取組の進捗状況を確認します。利用量が少ない、進捗が遅れている等の場合は、原因や課題を整理します。

3) 構想見直しの必要性

進捗状況の確認で抽出された原因や課題に基づいて、必要に応じて目標や取組内容を見直します。

①課題への対応

各取組における課題への対応方針を整理します。

②構想見直しの必要性

①の結果を基に、本構想や各施策プロジェクトの実行計画の見直しの必要性について検討します。

4) 構想の実行

目標や構想を見直した場合を含めて、その達成に向けた取組を支援します。

(2) 事後評価

計画期間が終了する令和 15 年度を目途に、計画期間終了時点における (1) と同じ「バイオマスの種類別利用状況」「取組の進捗状況」に加えて、以下の項目等について実施します。

1) 改善措置等の必要性の検討

進捗状況の確認により抽出された各取組の原因や課題について、改善措置等の必要性を検討・整理します。

2) 総合評価

計画期間全体の達成状況について、総合評価を行います。

前項で検討・整理した改善措置等の必要性や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間終了後の目標達成の見直しについて検討・整理します。

上記内容を南小国町バイオマス活用推進協議会へ報告し、次期構想策定に向けた課題整理や今後有効な取組について他機関から助言を得て検討を行います。

8 他の地域構想との有機的連携

本構想は、図に示すように町の構想において「共有ビジョン-再生可能エネルギーを地域資源から生み出し、有効活用し、未来につながる豊かな暮らしを実現する里」という基本理念を掲げる「**第4次南小国町総合基本計画**」を最上位構想として、個別の構想や熊本県における種々の構想等との連携・整合を図りながら、バイオマス産業都市の実現を目指します。

このほか必要に応じて周辺自治体や熊本県廃棄物処理計画（第5期）を含む関係機関における構想・取組等とも連携を図りながら推進します。

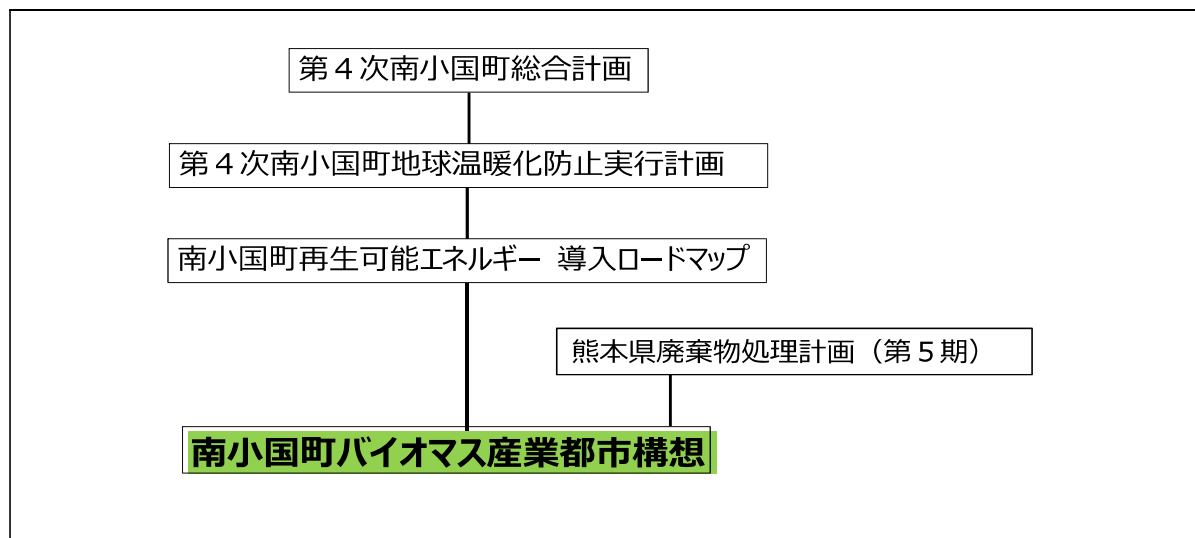


図 25 南小国町バイオマス産業都市構想の位置付け

9 本構想に関する問い合わせ先

南小国町バイオマス活用推進協議会事務局（南小国町役場農林課内）

住所：熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場 143 番地

電話：0967-42-1144